

日本領“樺太”時代の同地の住人とアイヌの人々に関する一考察

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 榎森, 進 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000198

日本領樺太時代の同地の住人とアイヌの人々に関する一考察

榎 森 進

はじめに

本論に入る前に本稿が対象とする「樺太島」（現、サハリン島）の歴史的性格に目を向けると、そこには他の地域とは異質な複雑な側面が多くみられるので、先ずその点について若干触れておきたい。

●「カラフト」に対する多様な呼称。

①、日本側の呼称Ⅱ「カラフト」（唐太）、「北蝦夷地」、「樺太」、「サハリン（サガレン〔薩哈噠〕）」。

この内、「唐太」なる」表記は、文化六年（一八〇九）迄で、同年六月以降は、幕府の命により「北蝦夷地」と改称した。この改称は、時の幕府が「カラフト島」・「蝦夷島」・「クリル諸島」（後の「千島列島」）をめぐる対口関係を強く意識したことによるものであった。^①この「北蝦夷地」なる呼称は、明治元年（一八六八）まで日本側の正式な呼称となった。この呼称は、近世日本の現北海道島に対する呼称が、渡島半島南端部に形成

された「和人専用の地域」としての「和人地（松前地）Ⅱ松前藩の領地」と同地以北の「化外の民」である「蝦夷」としてのアイヌ民族の居住地としての「蝦夷地」の二つの地域から構成されていたことから、この「蝦夷地」を「本蝦夷地」と称し、その北にある「蝦夷地」という意味で「北蝦夷地」なる呼称を用いたものと思われる。

このように「北蝦夷地」なる呼称は、対口関係を強く意識した呼称なのである。

ところが明治二年（一八六九）八月一五日、維新政府が従来「松前・蝦夷地」又は「蝦夷島」を「北海道」と改称し、一国八六郡を画定すると共に、「北蝦夷地」に対する呼称をも「樺太州」に改称するに至った。

この「北蝦夷地」の「樺太州」への改称は、慶応三年（一八六七）二月二五日（太陽暦、三月三〇日）、ロシアのサンクトペテルブルグに於いて日口間で締結された「カラフト島仮規則」の第一条で「カラフト」島に於て兩國人民は睦しく誠意に交るへし。萬一争論ある歟又は不和のことあらハ、裁斷は其

所の司人 (the local authorities) 共へ任すべし。若其司人にて決し難き事件は、雙方近傍の奉行 (Governors) にて裁断すべし、第二条で「兩國の所領たる上は、露西亜人・日本人とも全島往来勝手たるべし。且いまだ建物並園庭所敷総て産業の爲に用ひざる場所へは移住建物等勝手たるべし」と謳っているように、同「仮規則」によって「カラフト島」が名実共に日口兩國の「雑居地」になったことと深く関わっていた。

②、中国・ロシア側の呼称。

①a、中国側の呼称。中国の史書や記録類に「カラフト島」の「アイヌ」のことが記され始めるのは、モンゴル・元朝に関する記録や歴史書からで、元朝に関する代表的な史書である『元史』では、「カラフト島」の「アイヌ」を「骨嵬(グウエイ)」と記し、明代の史書・地図類では「苦于(クウ)」、「苦夷(クイ)」（中国で出版した『中国歴史地図集』では、清代には、「庫野(クイエ)」、「庫葉(クイエ)」、「庫頁(クイエ)」などと表記しているが、こうした表記は、アムール川下流域の諸民族や「サハリン島」のニヅフ民族・ウイльта民族が同島の「アイヌ」を「クギ」又は「クイ」と称したことから、中国の各王朝がその発音を漢字表記したものである。⁴なお、現在中国が出版した地図では、「薩哈林島(庫頁島)」と、ロシア側の呼称と中国側の呼称を併記しているが、後者の中国側の呼称「庫頁島」は、文字通り「アイヌの島」という意味である。

①b、ロシア側の呼称。

「サハリン島」(Остров Сахалин)。^(オストロフ)原義は、満洲語の「sahalyan(黒く)」[Julia(江・河)]「tungga(口)」「hada(崖・岩)の意なので、直訳すると「黒い河の河口の崖(又は岩山)の意になる。⁵」アムール川の現中国側の名称「黒龍江(Heilongjiang)」は、満洲語の「黒く河」の意訳である。なお、中国の清朝は満洲民族が建国した王朝で、満洲民族は、一二世紀初頭、中国の北東地域の松花江流域から沿海地方にかけて地域に「金國」を建国したツングース系民族の「女真(女直)族」の後胤である。

●「所属国家が幾度も変化した「島」。

古代より一八世紀、中国の各王朝が同島の住民(ニヅフ・ウイльта・二三世紀以降はアイヌを含む)等に各王朝への「朝貢」を強要した時期。但し、一八世紀半ば以降は、近世日本の幕藩制国家を形成していた松前藩が同島南部地域(大略北緯五〇度以南の地域)のアイヌ民族とアムール川下流域から同島に渡来した「サンタン人(山丹人)」この呼称は、日本側の呼称で、歴史上の民族名は、(ウリチ民族)であるとの交易の進展を見、次いで彼等と幕府、松前藩との交易の発展を見ると共に、松前藩の藩士や幕府の役人が同地域の調査を実施した。文化八年(一八一二)に成った間宮林蔵の『東鞆地方紀行』は、上記のウリチ民族と時の清朝の関係を探るべく、「北蝦夷地」から大陸に渡り、アムール川最下流域におけるウリチ民族と清朝との

朝貢関係の実態を初め、アムール川再下流域の地理的様相等を詳細に記した学術的価値が高い記録である。以後、こうした動向が顕著になった。

なお、ウリチ民族は、アムール川を「マンコー河」又は「マングー」〔原義は、「大きい河」の意で自称でもある〕⁽⁶⁾と称したことから、幕末の日本側の記録・地図類では、「マンコー河」と記す例が多くみられる。

慶応三年（一八六七）二月のロシアとの「カラフト島仮規則」の締結によって、以後、同島は、名実共に日ロ両国の「雑居地」になったことは先に見た通りである。

●「樺太・千島交換条約」の締結に伴う「樺太アイヌ」の北海道への強制移住。

「樺太・千島交換条約」よって、「樺太島」全島がロシア領、シムシユ（占守）島々ウルク（得撫）島間の所謂「北千島と中千島」が日本領となったが、高等学校用の『高校日本史B』では、この問題を「国土の画定」又は「国際関係の確立」という項目で極めて簡単に記述しているに過ぎない。しかし、この条約は、時の日本政府が樺太島と北千島に居住していたアイヌ民族を前者では「北海道石狩国対雁」^{ツィシカリ}に、後者では、「色丹島」に強制移住させるという大問題を結果したことに目を向けておく必要がある。本稿で問題になるのは、言うまでもなく樺太島から「北海道石狩国対雁」への強制移住であるが、この問題に

ついでには拙著⁽⁷⁾でも詳細に記したので、ここでは、その要点のみを記しておきたい。

「樺太アイヌ」の北海道への強制移住に関わる文言が記されているのは、明治八年（一八七五）五月七日、ロシアのサンクトペテルブルグで、日本側全権榎本武揚とロシア側全権ゴルチャコフの間で締結された「樺太・千島交換条約（ロシア側の名称は、「サンクトペテルブルグ条約」）後の同年八月二二日、日本の東京で調印された全六カ条からなる「条約附録」に於いてであった。即ち、同「条約附録」第四条に「樺太（サガリヌ）フランス語の正文には、「樺太（Karafuto）」の語彙は無く、Sahalineto とのみ記されているに過ぎない。引用者）及クリル島（Iles kouriles）ニ住スル土人（aborigènes）ハ、現に住スル所ノ地ニ永住シ、且其儘現領主ノ臣民タルノ權ナシ故ニ、若シ其自個ノ政府ノ臣民タラン事ヲ欲スレハ、其居住ノ地ヲ去リ、其領主ニ属スル土地ニ赴クベシ、又其儘在来ノ地ニ永住ヲ願ハバ、其籍ヲ改ムヘシ、各政府ハ土人去就決心ノ爲メ此条約附録ヲ右土人ニ達スル日ヨリ三ヶ年ノ猶予ヲ与ヘ置クヘシ、此三ヶ年中ハ是迄ノ通り樺太島及クリル島（Iles de Sakhaline et aux Iles kouriles）ニテ得タル特許及義務ヲ変セスシテ漁獵及鳥獸其他百般ノ職業ヲ営ム事、妨ナシトイヘトモ、総テ地方ノ規則及法令ヲ遵法スヘシ、前二述フル三ヶ年ノ期間過キテ、猶双方交換済ノ地ノ居住セン事ヲ欲スル土人ハ惣テ其地新領主ノ臣民トナルヘシ」⁽⁸⁾（傍線引用者）とあるのがそれである。

即ち、同「条約附録」の文言に従えば、樺太島に居住している「土

人」(先住民)の国籍の選択は、明治八年(一八七五)八月二二日から「三ヶ年以内」に決定すればよいことになっていたのである。

ところが、時の日本政府(「開拓使」)は、同条約が東京で批准される以前から、「樺太」に居住していたアイヌ民族の移住先を北海道石狩の「江別太(現江別市の内)」と決めていたのである。⁹⁾

しかし、日本政府のこうした行為は、当該条約、特に「条約附録」の内容に違反するものであったことはいうまでもない。こうして、樺太のアイヌ民族は、明治八年(一八七五)九月九日から一〇月一日にかけて開拓使の役人によって北海道の宗谷地方に強制的に移住させられたのである。その戸数と人数は、九二戸、八四一人であった。同年の樺太のアイヌ戸口は定かでないが、明治六年(一八七三)の「樺太州」のアイヌの戸口は、三八四戸、一、三七二人であったので(『開拓使事業報告』)、北海道に強制移住させられたアイヌは、戸数で全体の約二六%、人数で全体の約三五%強であったことになる。また、彼等の多くは、「樺太」南部のアニワ湾沿岸地域、特に「クシユンコタン」を中心とする地域のアイヌが圧倒的に多かった。その大きな要因は、近世以来「北蝦夷地」(樺太)での漁業経営を榎原角兵衛と伊達林右衛門の二名が共同で請け負い、この二名が漁業経営を行っていた主要な漁場が「クシユンコタン」を中心とするアニワ湾沿岸の各漁場であったところにあった。

かくして、樺太(サハリン)南部の内、主にアニワ湾沿岸部に居住していたアイヌ九二戸、八四一名が北海道の宗谷地方の一、二カ所に強制的に移住させられたが、これら一、二カ所は、総て現在の稚内

市域である。開拓使による樺太アイヌの北海道への強制移住はそれだけでは終わらなかった。時の開拓使は、翌明治九年(一八七八)六月一三日から官憲を動員して彼等を官船・玄武丸と矯龍丸に強制的に乗船させ、小樽経由で江別の対雁^{ツイカリ}に再度移住させたのである。この時、対雁に移住させられた樺太のアイヌは、一三六戸、八五四人であった。宗谷地方への移住時より一三人多くなっているのは、この間における出生・死亡の増減に伴うものと見られる。

こうして樺太アイヌは、日本政府によって強制的に樺太の居住地から北海道江別の対雁に移住させられたが、自然地理的環境の大きな変化等によって、彼等の生活が破壊されたのに加え、明治一二年(一八七九)〜一九年(一八八六)の数度にわたるコレラや天然痘の流行の犠牲になり、三〇〇余人の命が奪われた。その結果、残された人達は対雁を棄て、全員石狩町に移住したのである。その後、後述のように、明治三八年(一九〇五)の日露戦争の講和条約により、北緯五〇度以南の南樺太が日本領となるや、彼等はこの南樺太に戻った。¹⁰⁾

日本領「樺太」時代のアイヌの人々。

明治三十七年(一九〇四)二月、「日露戦争」が勃発したが、翌明治三十八年(一九〇五)九月、アメリカ合衆国のニューハンブシャー州東部の港湾都市・ポーツマスで日露戦争終結のための「日露講和条約」が調印され、この条約によって、樺太島の内、北緯五〇度以

南の地域が正式に日本領となった。以後昭和二〇年（一九四五）八月一日、日本政府の閣僚が「御前会議」で「ポツダム宣言」を受諾する旨を決定して、その旨を連合国へ通知し、翌八月十五日、天皇（大日本帝国憲法下の最後の天皇、名は裕仁）が「終戦」の詔書をラジオで放送（所謂「玉音放送」）して、長く続いたアジア・太平洋戦争は事実上終結したが、アメリカ軍による広島への原爆投下直後の八月九日、ソ連が日本に宣戦布告し、ソ連軍が中国東北部の旧「満州」地域を初め、サハリン島（樺太島）の北緯五〇度以南の日本領と千島列島に進軍、その結果サハリン島（樺太島）の北緯五〇度以南に居住していた多くの日本人が北海道の函館市に引き揚げた。

なお、「函館援護局」が担当した引揚者の主たる居住地は、樺太・千島地区であったが、第一次（昭和二十一年二九四六）一二月、第二次（昭和二十二年二九四七一月）、第三次（昭和二十二年二七四七四月一二月）、第四次（昭和二十三年二九四八五月一二月）、第五次（昭和二十四年二九四九六月一七月）における引揚者の合計人数を地域別に見ると、「樺太」が二七九、三五六人で全体の八九・七％、「千島」が一三、四〇四人で全体の四・三％、「満州」が一六、五九七人で全体の五・三％、「朝鮮」が一、五五〇人で全体の〇・五％、「中国」が五四五人で全体の〇・二％を占め、「樺太」からの引揚者が圧倒的に多かったところに大きな特徴があった。⁽¹⁾こうした特徴は、日本領「樺太」時代の同地の居住人の出身地域と密接に関わっていたので、これについては、後程検討したい。

また、戦後、日本領（樺太）時代の同島の通史を記した文献は長い間出版されなかったが、二〇一七年に漸く出版された。原暉之・天野尚樹編著『樺太四〇年の歴史——四〇万人の故郷——』（一般社団法人全国樺太連盟、二〇一七年三月）がそれである。本稿の内容と深く関わるのに加え、各章の内容を「編年形式」で記述するというユニークな構成になっているので、ここでは、同書の「章名」を示しておきたい。なお西暦は、算用数字で示した。

「序章、樺太の地理と人びと」、「第一章、漁業根拠地からの離陸、1905～15年」、「第二章、森と共に生きる人びと、1915～24年」、「第三章、炭鉱で生きる人びと、1925～36年」、「第四章、平時から戦争へ、1937～45年（一）樺太の政治構造」、「第五章、平時から戦争へ、1937～45年（二）戦時下の樺太社会」、「第六章、樺太の戦争、1945～49年」。

この内、「序章、樺太の地理と人びと」の「第3節、樺太に暮らした人びと」の内容は、本稿と密接に関わるので、ここで、その要点を紹介しておきたい（数字はすべて算用数字にした・榎森）。

樺太には、最も多い1941（昭和16）年の時点で40万6,557人の人びとが暮らしていた。その内訳は、日本人38万4,786人、アイヌ1,272人、アイヌ以外の少数民族4,255人、朝鮮人1万9,768人、外国人3,066人である（『樺太庁統計書、昭和16年』）。〈なお、この年の一二月八日には、日本軍がハワイの真珠湾に奇襲攻撃を加えて、米・英に宣戦布告をし、太平洋戦争が始まった年であったことは周知の通りである（榎森）〉。次章以下で語ら

れる樺太40年の歴史は、主として日本人の暮らしの物語である。しかし、日本人以外の民族も多く暮らしていた」と記した上で、「先住民」について次のように記している。歴史的なサハリン島の先住者はアイヌ、ウイльта、ニウフなどの民族である。樺太庁の統計では当初、彼らはすべて「土人」とくくられていた。1933（昭和8）年以降、アイヌにのみ籍が与えられて「内地人」、つまり「日本人」と同じ分類に入る。それ以外の少数民族には戸籍が与えられず、「土人」扱いのままだった。こうした区別は、日本人との歴史的関わりของ深さに由来する。（中略）。1875年（明治8）年に締結されたサンクトペテルブルグ条約（いわゆる「樺太・千島交換条約」）でサハリン島全島がロシア領になると、当時サハリン島に居住していたアイヌ約2,000人のうち841人が宗谷に移住した。彼等は翌76年、開拓使によって、札幌近郊の対雁（現江別市）に強制移住させられた。慣れない内陸部での暮らしで、農業や製網に従事し、日本語教育も受けた。

1886～87（明治19～20）年には、コレラの流行で約350人が死亡した。1890年以降、彼等は続々とサハリン島に戻りはじめ（樺太アイヌ史研究会編『対雁の碑』。樺太庁は、1908～21年のあいだに、アイヌを島内10か所に集住させ、日本人入植者とは隔離した。教育は日本語でおこなわれた。北海道でのアイヌ統治を規定した「北海道旧土人保護法」（1899年）は樺太には適用されなかった。（中略）

朝鮮人 民族別人口において日本人に次いで多いのが朝鮮人であ

る。樺太の朝鮮人人口が増えはじめるのは、1920年代以降である。1921年時点で462人にすぎなかった朝鮮人は、1925年に3,206人、1930年には5,360人、1935年には7,053人と急増する。この朝鮮人人口の急増は、樺太の産業発展と軌を一にしている。

急速に発展するパルプ・製紙業、林業、石炭業において不足する労働力は、朝鮮人によってになられた面が大きい。彼らは大きく四つの経路で樺太にやってきた。①朝鮮半島から直接、②北海道など日本を経由して、③ロシア領沿海州から、④北サハリンを経由して、の四つである。

③と④については説明が必要だろう。1917（大正6）年に起こったロシア革命にともない、ロシア国内では革命派と反革命派に分かれて内戦が勃発する。日本は1918年、反革命派の側に立つてこの内戦に介入する。シベリヤ出兵とも、対ソ干渉戦争とも呼ばれるこの軍事行動によって、日本の勢力圏はロシア極東地域に拡大する。その流れに乗って、ロシア極東に進出したのが日本の製紙業と林業である。広大な土地に広がる豊富な森林資源が目当てであった。

日本企業による森林開発は主として沿海州で展開された。ちょうどサハリン島の対岸に平行するように伐採活動がおこなわれた。ここでは、日本人だけでなく、ロシア人、中国人、朝鮮人が多く働いていた。1922年に日本軍が干渉戦争から撤退すると、日本企業の多くも沿海州から手を引いていく。行き場を失った朝鮮人の多く

が対岸のサハリン島に渡ったのである（萩野敏雄『日露林業国際関係史論』）。

実は、当時のサハリン島は、全島が事実上日本の統治下にあった。北緯50度以北のロシア領サハリンも日本軍が占領下においていたからである。1920年、間宮海峡に面するニコライエフスク（ニコライエフスクナームーレ）で、ロシアの革命派パルチザン軍が在住日本人731人を殺害するという悲劇があった。ニコライエフスクの当時の日本での呼び名を用いて「尼港事件」と呼ばれる。この事件の解決が果たされるまでという名目で日本軍は北サハリンを占領する。この占領状態は1925年までつづいた。占領解除にともない、北サハリンにいた朝鮮人の多くは、国境を越えて南の樺太に移動してきたのである。③と④の経路で移動してきた朝鮮人は主として西海岸の須恵取、東海岸の知取（マカロフ）に定着した。

樺太の朝鮮人人口がさらに増加するのは、1939（昭和14）年以降である。同年7月、日本政府は、労働動員計画を策定し、軍需産業の労働力として朝鮮人を動員した。いわゆる強制連行とはこれ以降のことを指す。1939年から1943年までに約1万6,000人、それ以降も動員があったとされているが、正確な人数はわかっていない。彼等の6割以上が石炭業に投入され、ほかには飛行場・鉄道・港湾・工場の建設などに従事させられた。

1944（昭和19）年に日本政府は、樺太島内の炭鉱の3分の2を休閑鉱とした。戦時下の船舶不足により、石炭の積取船を樺太に回すことが不可能になったためである。休閑鉱となった炭鉱の多く

は、朝鮮人が多く働く須恵取や北名好周辺だった。その結果、仕事がなくなった鉱山労働者の多くが三池、高島、筑豊、常磐、夕張などの炭鉱に移動させられた。

「急速転換」とよばれるこの措置では、日本人だけでなく、多くの朝鮮人もその対象となった。終戦時の樺太在住朝鮮人の数は約2万3,000人といわれる（三木理史『移住型植民地樺太の形成』）

引用文が長くなったが、敢えて多くの部分を引用したのは、同書は、日本領「樺太」時代の同島の歴史を記した最初の「通史」であり、それだけに本稿のテーマである同時期の「樺太」の住人と「アイヌの人々」の実態に関する歴史の意味を理解する上で、上記に引用した事柄を理解しておくことが極めて重要と判断したことによる。

なお、本稿で使用する主な史料は、樺太庁時代の同庁の行政文書の大部分が紛失したことから、これらの一次史料を使用することが不可能であるため、多くを樺太庁が編集・発行した『樺太要覧』及び樺太庁や民間団体が編集・発行した『年史』類及び出版社が発行した文献類であることを断っておきたい。

昭和十三年（一九三八）、樺太庁が『樺太廳施政三十年史』なるものを編集・出版した。全一、七八九頁という分厚い本である。「南樺太」が日本領になって三〇年目のことで、日本が中国への侵略を開始した「満州事変」の勃発から僅か五年後のことである。また、同書の執筆者名は定かでないが、時の樺太庁長官・今村武志の「序文」の内容からして、樺太庁の役人達が執筆したものと思われる。同書は、様々な意味で、当時の日本に於ける「樺太」の歴史的位置

を考えるうえで、現代に生きる我々に興味深い諸問題を示してくれてるので、ここでは、同書を素材に、当時における日本領「樺太」が有する歴史的な性格について若干検討してみたい。

樺太廳編『樺太廳施政三十年史』を考える。

同書では、時の「樺太廳長官今村武志」が次のような「序文」を記している。

「畏くも 今上陛下（昭和天皇のこと。名は「裕仁」〔榎森〕）東宮にましました大正十四年八月、鶴駕を朔北の本島に枉げさせられ、親しく御巡啓あらせられて、優渥なる令旨を賜ひ今古探検開拓ニ従事シタル者ノ跡ヲ尋ネ深ク其ノ勞績ヲ嘉ミス。顧フニ開發ノ業前途尚遼遠ナリ堅忍不撓一段ノ努力ヲ積ミ、以テ前人ノ功ヲ空シクコトナク更ニ後生ノ爲メニ永遠ノ基固クセンコトヲ望ませらる。曷ぞ感激に堪へん。舊幕時代より北地の探検に生命を賭し、北門の警備に奔命した幾多の前人は地下に感涙し、現に開拓に従事してゐる全島民は齊しく感奮興既起、報效の萬一を期せる次第である（中略）。明治八年千島と交換せられてロシアの有に歸し、多年容易に解けなかつた日露兩國間の難問題は茲に平和の裡に解決を見るに至つた。露国の領下にあること三十年、明治三十八年日露の役後、昔ながらの山河草木も皇軍の旋風に蘇り、その南半は永く我が版圖に歸し、皇恩に浴することとなつた。爾來三十年、本島は、政治・經濟・教育・産業・交通・土木・治安・衛生等各般の施設・經營に於て目覺ましい發展を遂げ、人口も三十有五萬人、他の植民地と異

り先住民族は殆ど無く、内地の延長の如き觀を呈してゐる。今や拓殖十五箇年計畫は、着々實施せられて一大躍進の途に在り。名實共に北の生命線として皇國北門の鎖鑰となつてゐる。これは勿論管下官民が、北限窮荒の地に隆冬那寒を忍んで拮据經營した勞苦に基くといへ、偏に皇化の致す所に外ならない。（ルビ及び傍線は引用者）。

この序文の日本語のあり方を理解するためには、戦前の「大日本帝國憲法」に於ける天皇の国家的地位と官庁の役人の性格を理解しておく必要がある。

先ず「天皇」の国家的地位である。「大日本帝國憲法」は、「第一章、天皇」の第一条で、「大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、「第三条、天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」、「第四条、天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總覽シ此ノ憲法ノ各規ニ依リ之ヲ行フ」、「第一〇条、天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス」、「第一条、天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」、「第三条、天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス」（傍線は引用者）と規定しているだけでなく「日本國憲法」における「國民」を「臣民」（第二章）と規定していた。「臣民」とは、「天皇の臣下」という意味である。なお、周知のように、現「日本國憲法」では、「第三章（國民の權利義務）第一五条の②に、「すべての公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とあるように、國家公務員・地方公務員ともに「全体の奉仕者」なのである。

以上から明らかなように、戦前の「樺太厅长官」の国家的立場は、

現在の都道府県の「知事」（都道府県の二〇歳以上（二〇一六年六月九日以降は一八歳以上）の構成員の選挙によって選出された地方自治体の長）のそれとは根本的に異なり、日本国の「元首」たる「天皇」が任じた官吏の長としての「長官」そのものであった。上記の樺太庁長官今村武志の「序文」の日本語は、こうした立場の人物の文章なのである。また、本書の執筆者が樺太庁の役人であったことを踏まえると、彼等が記した文章そのものに、彼等に内在する強い「官尊民卑」意識とそれと不可分の関係にある日本領「樺太」に居住していた「先住民族」に対する強い「偏見と差別意識」が存在していたことを読み取ることが出来る。

即ち、同書の「第一五編」では、時の日本領「樺太」に居住していた「先住民族」について記しているが、この「先住民族」のことを記した同書の編名は「第一五編、土人」となっており、「第一章」では次のように記している。『我が樺太に在住して居る土人とは、アイヌ・ニクブン（ギリヤーク）・オロコ・キーリン・サンダー及ヤークートの六種族を指してゐる。彼等は比較的従順ではあるが、其の智能は概して低い。其の中で同化程度の稍々高いアイヌ族でも、内地人社会の競争場裡に伍し自立して行くことは到底出来ない状態にあるので、農業・漁業・其の他に關し特殊の制度を設けて指導奨励し、生活の基盤を安固にすると共に、子弟の教養・衛生思想の向上喚起等に重點を置き、彼等の風習を毀けぬ範囲で自由文明の惠澤に浴させる様専ら其の保護誘掖に努めてゐる』（傍線は、引用者）と記していることは、このことを雄弁に物語っている。

日本領「樺太」における先住民族の人口の推移と主な居住地。

次に日本領「樺太」時代に同地に居住していた樺太庁が「土人」と称した先住民族の人口の推移と主な居住地について触れておきたい。明治三十九年（一九〇六）から昭和二年（一九二七）における先住民族の戸数、人口の動態を示すと表1の通りである。

樺太庁が編集・出版した文献やそれに準じる民間の編集・出版物では、上記のように、同地の先住民族を「土人」と記しているが、ここでは、各民族の「自称」名で記すこととしたい。即ち、「アイヌ」は「アイヌ」、「ニクブン」・「ギリヤーク」は、「ニヴフ」、「オロッコ」は、「ウイルタ」、「キーリン」・「サンダー」・「ヤークート」は、共に戸数・人口が極めて少ないので、まとめて「その他」と記した。

「表1」によれば、明治三十九年（一九〇六）から昭和二年（一九二九）に至る時期のアイヌの人口は、大正二年（一九一三）の一、一六六人と大正三年（一九一四）の七九〇人及び大正十一年（一九二二）の一、二二八人を除けば、大略一、三〇〇人台から一、六〇〇人台を維持していたことが出来る。ただ、この間の大正三年（一九一四）は、戸数はそれ程減少していないのに、人口のみが僅かに七九〇人と極端に減少しているのが気になる。この人口減の理由については、それを知るべき樺太庁の記録がないので、不明としか言えないが、戸数には不自然な数値がみられないのに、人口のみが極端に減少しているというところに、「疫病」の流行を読み取れるように思われる。

実は、同年には、北海道で、伝染病が大流行し、多くの人が死亡

表 1 日本領「樺太」の先住民の戸数・人口の推移

年次	西暦	アイヌ		ニヴフ		ウイルク		他		合計	
		戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
明治39年	1906	190	1,613	10	37	11	19	—	—	211	1,291
40年	1907	208	1,439	17	139	37	334	2	8	264	1,919
41年	1908	281	1,597	21	185	49	263	2	7	360	2,052
42年	1909	202	1,652	28	151	58	270	7	35	295	2,108
43年	1910	304	1,597	28	150	68	318	7	38	407	2,103
44年	1911	303	1,574	28	134	83	381	7	38	407	2,103
大正元年	1912	303	1,614	28	137	90	397	2	2	423	2,150
2年	1913	223	1,166	27	136	86	387	2	3	338	1,692
3年	1914	321	790	26	62	69	160	5	14	421	1,026
4年	1915	333	1,590	22	106	68	346	5	24	428	2,066
5年	1916	344	1,662	22	99	66	347	6	25	438	2,133
6年	1917	334	1,698	22	99	67	346	6	25	429	2,168
7年	1918	343	1,676	28	116	62	330	5	23	438	2,145
8年	1919	324	1,536	25	106	56	302	4	20	409	1,964
9年	1920	286	1,353	18	94	49	277	3	16	356	1,740
10年	1921	300	1,331	19	103	49	275	3	14	371	1,723
11年	1922	341	1,228	17	78	40	213	1	6	399	1,525
12年	1923	340	1,491	17	77	40	214	1	6	398	1,788
13年	1924	314	1,325	18	81	47	245	1	6	380	1,657
14年	1925	304	1,339	24	104	48	258	3	23	379	1,724
昭和元年	1926	315	1,409	24	106	48	258	8	41	395	1,814
2年	1927	360	1,512	24	115	52	286	9	56	445	2,069

(注) 樺太廳農林部編『樺太殖民の沿革』(昭和4年7月)による。

表2 管轄支庁別先住民族の戸数・人口（昭和10年10月1日現在）

管轄支庁	アイヌ		ニヅフ		ウイльта		他		合計	
	戸数	人口							戸数	人口
豊原	72	265							72	265
大泊	30	129							30	129
本斗	4	14							4	14
眞岡	116	443							116	443
泊居	102	387							102	387
元泊	5	30							5	30
敷香	49	175	28	110	56	298	8	32	141	615
合計	378	1,443	28	110	56	173	8	32	470	1,883

（注）樺太廳編『樺太廳施政三十年史』（樺太廳、昭和11年8月）。

しているのである。即ち、同年、北海道では、腸チフスとパラチフスが大流行し、腸チフスの患者が二、四九二人、同病で死亡した人が三五六人、パラチフスの患者が一、一七人、同病で死亡した人が一五人にも及んだのである⁽¹²⁾。こうした事実を踏まえると、当時、「樺太」と「北海道」との人的交流が活発に行われていたことを踏まれば、同年には、こうした伝染病が北海道の住人を通じて樺太の住人にもたらされた結果、樺太でも流行するに至ったのではないかと推察される。

ところで、これらアイヌの人々を初めとする先住民族は、当時日本領「樺太」の全域に居住していたのか、というと、そうでは無く、居住地域は、特定の地域に限られていた。

「表2」は、昭和一〇年（一九三五）一〇月一日現在における居住地域別先住民族の戸数・人口を示したものであるが、先住民族の約八〇%弱を占めるアイヌ民族の主な居住地域の内訳を見ると、西海岸部の眞岡支庁管内と泊居支庁管内が最も多く、両地域の居住者のみで、日本領「樺太」に居住する全アイヌ人口の五七・五%を占めている。これら二地域に次いで多いのが豊原支庁管内で、同地域に居住しているアイヌは、全アイヌ人口の一八・三%を占めている。かつてアイヌの居住者が多かったアニワ湾沿岸の大泊支庁管内の居住者は、三〇戸、一二九人で全アイヌ人口の僅かに九%を占めるに過ぎなくなっている。

また、日本領「樺太」の東海岸部最北端部の敷香支庁管内は、アイヌ民族の外、ニヅフ、ウイльта、他の先住民族の居住地であった。

なお、ニヅフの人口がウイルクタより少ないのは、ニヅフの主な居住地域は、アムール川最下流域の現ニコライエフスク・ナ・アムール周辺地域からサハリン島の北部にかけた地域であり、敷香（現ポロナISK）地域に居住していたニヅフは、その一部に過ぎなかったからであろう。「その他」は、元々中国の東北部からアムール川流域地域に居住していた諸民族の一部である。

日本領直後におけるアイヌの強制移住による「集住」化策をめぐって。

この問題について、前掲の原暉之・天野尚樹編著『樺太四〇年の歴史——四〇万人の故郷——』は、次のように記している。樺太庁は、^{（明治41年）}1908年（^{（大正10年）}21年のあいだに、アイヌを島内10か所に集住させ、日本人入植者とは隔離した。教育は日本語でおこなわれた。北海道でのアイヌ統治を規定した「北海道旧土人保護法（1899年）」は、樺太には適用されなかった。と。一〇か所の「集住」の地名は記されていないが、それに続く文で「樺太アイヌ集住地のひとつが東海岸南部の落帆（オチヨボカ、現レスノエ）である」とあるので、一〇か所の「集住地」の一つが「落帆」であったことが分かる。同書では、その出典が記されていないので、「10か所」の地名は分からないが、前記の樺太庁編『樺太廳施政三十年史』には、「アイヌ族」は、領有當時は、樺太東西兩海岸及中央内淵川の沿岸に散在して居たが、保護統制の必要上一定の地域に集團させることと

し、漁業の傍ら農業に利便な土地を選定して大正元年から東海岸は落帆・白濱・樫保・新問及多來加の五箇所に、西海岸は多蘭泊・登富津・智來及小茂白の四箇所に順次集住させた。其の内樫保に居住して居た者は、漁農の關係と彼等の希望とに依り昭和六年に全部泊岸村新聞に轉住させ、又小茂白に居住の者は農耕を希望して自ら進んで全部久春内村寶澤に轉居して居る」とある。（各地名のルビと傍線は引用者）。

このように、両書の記述内容を比較すると、まず「集住」の時期が前者では「1908年（明治41年）〜21年（大正10年）のあいだ」であるのに対し、後者では、「大正元年から」・「東海岸」の「落帆・白濱・樫保・新問・多來加」の五か所と「西海岸」の多蘭泊・登富津・智來・小茂白の四か所の計九か所となっている。

また、大正一五年（一九二六年）、樺太庁編集・発行の『樺太要覽』には、領有當時の分布を見るに、南樺太の東西海岸及中央内淵川の沿岸各地に存在し居たるが、保護上、集團せしむる必要を認め。大正8年より同10年に至る三箇年間に於て、東海岸は、富内・白濱・樫保・新問及多來加の5箇所に、西海岸は多蘭泊・登富津・智來・小茂白の4箇所に集合せしめたるも、鵜城管内のみは尚依然として散在の状態にあり」とあり、さらに昭和六年（一九三一）、樺太庁編集・発行の『樺太要覽』には、領有當時に於ては、東西海岸及中央内淵川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め、大正10年より同12年に至る3箇年間に於て、東海岸は富内、白濱、樫保、新問及び多來加の5箇所に、西海岸は、多蘭

泊、登富津、智來及小茂白の4箇所に各々集合せしめたるも、鶴城管内のみ尚依然として散在の状況にありとある。また、佐藤勝信編『昭和12年、樺太年鑑(第七回)』(樺太敷香時報社、昭和十二年五月一〇日発行)では、「土人の現況」中の「アイヌ族」項で、「往昔は廣く樺太全島に居住していたとの説がある。明治38年領有當時に於ては、東西両海岸及び中央内淵川の沿岸各地に散居して居たが、保護政策上から集団せしめる必要を認め、鶴城出張所管内のアイヌを除き、大正年間に、東海岸は、落保・白濱・樫保・新聞及び多來加の5ヶ所に、西海岸は、多蘭泊・登富津・知來及び小茂白の4ヶ所に夫々集合せしめたが、其後、樫保の居住者は、自ら希望して新聞に轉住した」と記している。(地名のルビと傍線は引用者)。

このように、樺太庁がその管轄地域である「日本領樺太」に居住するアイヌの強制移住による「集住」化を実施した時期は、出版物によつて区々であり、その開きは、実に明治四一年(一九〇八)から大正一二年(一九二三)までの一五年間にも及ぶのである。同じ「樺太庁」の出版物と上記の樺太庁の出版物に準じる性格の個人編集の『樺太年鑑』で、何故このような大きな年次の相違が存在するのであるうか。

前記の『樺太廳施政三十年史』記載の「樺太廳事務分掌規程」によれば、「アイヌに関する事務」の担当は、「第五條、地方課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」中の「五、土人ニ関スル事項」と、「第五條ノ二、学務課ニ於テハ左ノ事務を掌ル」の「六、土人教育ニ関スル事項」とあることから分かるように、「地方課」が主務担当課であつたか

ら、同課に関係書類があつたことは間違いない。であつてみれば、上記の各時期における樺太庁発行の出版物の担当者である樺太庁の「官吏」や、それに準じる樺太庁に関する出版物の編著者の「人間としての誠実さ」を信じるならば、彼等は、共に樺太庁内の「地方課」所蔵の關係記録を利用したものとと思われるが、樺太庁の行政の在り方からすれば、これらの政策は、極めて重要な政策であつたはずである。であるにも拘わらず、上記のような「集住」政策の実施時期の相違が何故結果したのか、現在のところ、その理由は全く不明である。

ただ、最初の「集住」政策の実施時期に関していえば、この政策の性格上、樺太島の北緯五〇度以南の地域が日本領に編入されてから比較的早い時期であつたものと推察される。その手掛かりとなるのが、「内淵川」上流域の高台地域が日本人の移住地域と設定されると共に、樺太庁を大泊から「豊原」に移庁した明治四一年(一九〇八)八月であつたという政治的動向がそれである。吉田東伍著『大日本地名辞書・続編(樺太)』(富山房、明治四二年二月)の「内^{ナイブ}淵川」項に、内淵の本支流の流域は、所謂内淵平野を成し、今部落十八所を容れ、農業適地一萬二千四百町、牧場適地二萬町に達し、外に五千八百町歩の泥炭地あり、本島南半に於ける最大の農牧地たり、「豊原」項に、大泊(コルサコフ)の北十里に在り、鈴谷平野の中央に位す。もとウラジミロフカと称し、西曆千八百八十二年、露國政府の建設する所にかゝる。乙巳回收後に改称せられ、本島統治の都府に擬せられ、明治四十一年八月、樺太廳は、大泊よ

り遂に此處に移されたり。今、此地に守備兵司令部、豊原支廳、学校醫院裁判所、郵便局、兵營等あり。又、水道の設計、電信、電話の架設等あり、戸口日に月に繁衍す。市街の附近には、幾多の移民地相連り。四通八達の要衝なり、人口三千七百、戸一千許(ほかり)（ルビ及び傍線は引用者）とあるが、こうした事実を踏まえると、樺太庁がそれまでのアニワ湾沿岸の「大泊」から「豊原」に移庁したことにより、「豊原」は日本領樺太における政治の中心地兼中心城市として急速に発展し始めたことに加え、その近郊には、「豊原市街」に連なる良好な農耕地が存在するだけに、樺太庁が「内地人」の同地域への移住を最優先させ、その弊害となると判断した同地域に居住していたアイヌの人々を他の地域に強制移住させたものと推察される。つまり、同地域に居住していたアイヌ民族の他地域への移住政策の本当の目的は、同地域のアイヌを「保護」¹³⁾するためではなく、同地域に入植して、同地域の「農牧地」の開墾に従事すると共に、日本領「樺太」の政庁所在地、政治・経済の中心地としての「豊原」周辺地域の「内地人」による開拓のための政策であったと思われる。

樺太庁は、八月二三日を「樺太に民政が布かれ、それが本格的に儲に就いた日」として、以後、「始政記念日」とした¹³⁾ことにも目を向けると、時の日本政府にとって、新たな領土としての「樺太」における行政府の拠点である樺太庁が従来のアニワ湾内の海岸部に立地する「大泊」から「樺太南部地域」の高台に立地する「豊原」（現ユジノサハリンスク）への移転は、極めて大きな意味を有するものであったからである。それだけに、「大日本帝国」の新たな「移住

植民地」である「樺太」の現地支配の拠点としての樺太庁の「豊原」への移転に伴い、それまで同地域に居住していた「土人」としてのアイヌの人々を同地域から「排除」するための政策だったと推察されるのである。

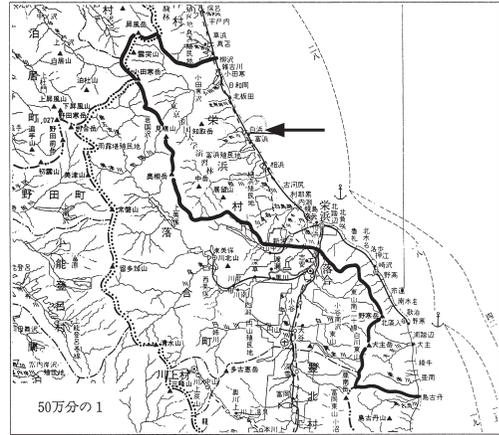
なお、アイヌの強制「集住」先の地名を昭和四年（一九二九）の町村制施行以後の日本領「樺太」における町村別地名で示すと次の通りである。

東海岸地域では、「落帆」^{おちほ}が「富内村落帆」^{とんない おちほ}（現・リースノーエ）、「白濱」^{さかえはま}が「栄濱村白濱」^{しらはま}（現・キルピーチナーヤ）、「樫保」^{かしほ}が「元泊村樫保」^{もとどまり かしほ}（現・ザオゼルナーヤ）、「新聞」^{にんぶん}が「泊岸村新聞」^{とまりきし}（現・ノーヴォエ）、「多來加」^{たらいか}が「敷香町多來加」^{しすか たらいか}（現・プロムスロヴァーヤ）で、西海岸では、「多蘭泊」^{たらんどまり}が「広地村多蘭泊」^{ひろち たらんどまり}（現・カリニノ）、「登富津」^{とうふつ}が「小野登呂村登富津」^{このとろむらとうふつ}（現・クラスノヤスコエ）、「智來」^{ちらい}が「名寄村智來」^{なより ちらい}（現・スタローマヤチノーエ）、ベンゼンスカーヤ（山）^{こもしら}が「久春内村小茂白」^{くしゅんなん こもしら}（現・シエスミンカ（川）^い）である。

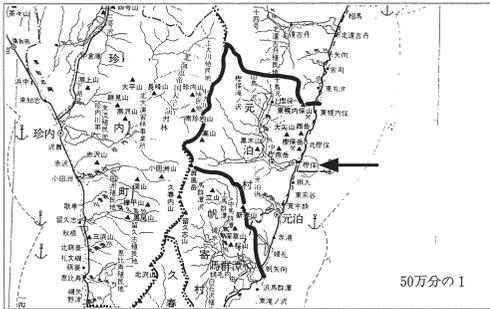
「有籍アイヌ」と「無籍アイヌ」また先の樺太庁編『樺太廳施政三十年史』が「第十五編、土人」の「第二章、戸口」・「第一節、種別・増減・現況」中の「アイヌ族」の項で、同族は、従来北海道から復歸の有籍アイヌと無籍アイヌとに区別して居た。樺太在来のアイヌは其の智能、文化の程度が前者に比しては著しく低下して居るが、それでも、他種族の夫れに比べては内地人との折渉が久しい爲、我が國體の梗概を知って居り、かつ文化の程度も比較的進ん



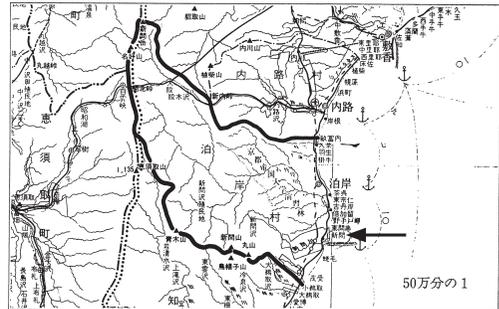
① 東海岸 富内村落帆



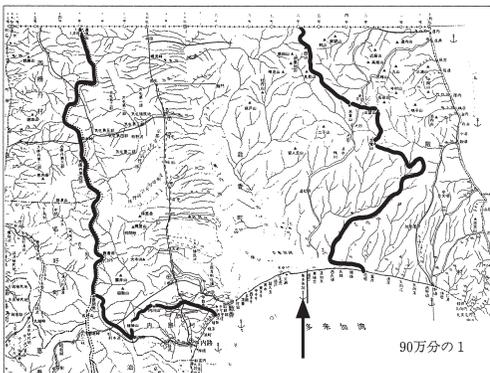
② 東海岸 栄浜村白浜



③ 東海岸 元泊村檜保



④ 東海岸 泊岸村新間



⑤ 東海岸 敷香町多來加



⑥ 西海岸 広地村多蘭泊

図 「集住地」 関係地図



⑦ 西海岸 小能登呂村登富津



⑧ 西海岸 名寄村智来



⑨ 西海岸 久春内村小茂白

図「集住地」関係地図

で居る爲、昭和八年一月就籍の手續を完了したので、彼等多年の念願も茲に漸く達せられて、均しく日本臣民として奉公の出来る恩澤に浴し、彼等の生活に一新紀元を画した次第である」と記していることに注目しておきたい。

上記引用文中の「北海道から復帰の有籍アイヌ」とは、先に記した明治八年（一八七五）の「樺太・千島交換条約」の際、樺太に居住していたアイヌ民族の内、時の日本政府によって強制的に北海道の対雁（現江別市対雁）に移住させられた人々の内、元の居住地である樺太に戻ったアイヌの人々のことである。この時期に北海道の経営に直接関わっていた行政機関は開拓使であるが、明治四年

（一八七二）四月、新政府が戸籍法を公布するや、北海道のアイヌ民族をもその対象としたので、北海道在住のアイヌ民族も戸籍に編入されるに至った。その結果、アイヌ民族も和人と共に「日本国民」に編入されるに至ったのである。但し、アイヌの戸籍簿が完成したのは、それから四〜五年後のことであり、しかも、戸籍簿の族籍の欄には「旧土人」と記された⁽¹⁵⁾。

こうした経緯もあって、「対雁」に移住させられた樺太のアイヌの人々も、北海道在住のアイヌの人々と同じく「日本国民」としての「戸籍」に編入されたのである。その際、戸籍簿の族籍欄には、従来からの北海道在住のアイヌの人々と同じく「旧土人」と記され

たことは言うまでもない。こうした経緯から、樺太庁は、彼等を「日本国民（大日本帝国の臣民）に編入されたアイヌ」という意味で「有籍アイヌ」と称していたのである。これに対し、樺太が日本領になる以前から樺太に継続して居住していたアイヌを「日本の国民（大日本帝国の臣民）に編入されていないアイヌ」・「日本の国民（大日本帝国の臣民）ではないアイヌ」、従ってまた「大日本帝国の臣民たる証しとしての『戸籍簿』に記載されていないアイヌ」という意味で「無籍アイヌ」と称していたのである。ところが、その後、昭和七年（一九三二）一月三日の勅令第三七三号により（翌昭和八年一月一日施行）、それまでの「無籍アイヌ」に対して「戸籍」が付与されるに至った。先の引用文中の「昭和八年一月就籍の手続」以下の文章は、このことを指したものである。なお、この問題に関しては、加藤絢子氏の論文がある⁽¹⁶⁾。また、遠藤正敏氏は、近代日本の戸籍について、「近代日本の戸籍は、①家の登録簿、②「臣民」の登録簿、③「日本人」の登録簿という三つの役割を有していたことを指摘している⁽¹⁷⁾。

日本領「樺太」の住民構成。次に本稿のテーマとの関係上、記述の順序が逆になってしまったが、日本領「樺太」における住民構成の特徴について触れておきたい。

佐藤勝信編『昭和12年、樺太年鑑（第七回）』（樺太敷香時報社、昭和十二年五月）によれば、昭和十一年（一九三六）三月末の「種族別」現住戸数・人口は、表3の通りである。

同表で明らかのように、日本領「樺太」の居住者の内、アイヌ民

表3 種族別現住戸数・人口（昭和11年3月末現在）

種族別	戸数	人口	人口%
総数	62,433	322,475	
内地人	60,510	313,115	97.1
朝鮮人	1,404	7,053	22.9
満州人		2	
中華民国人	41	193	0.60
旧露国人	45	197	0.61
ポーランド人	9	42	0.13
ドイツ人	2	7	0.002
オーストリア人	1	2	
アイヌ	311	1,508	4.68
ニヴフ	29	109	0.34
ウイルト	74	304	0.94
他先住民族	8	34	0.01

(注) 佐藤勝信編『昭和12年、樺太年鑑』（樺太敷香時報社、昭和12年5月）。

族他の先住民族以外では、「内地人」（日本人）が最も多く、総居住者人口の九七%強を占めていた。

このことは、時の日本領「樺太」は、名実共に「大日本帝国」の「移住植民地」であったことを雄弁に物語っている。しかも、明治四三年（一九一〇）八月、時の日本政府が隣国の韓国に「韓国併合に関する日韓条約」を押しつけ、次いで韓国の国号を朝鮮と改め、朝鮮総督府をおく旨公布し、以後「韓国」を日本の植民地とするに至ったのである。日本領「樺太」の居住者で、「朝鮮人」の人口が

全体の約二二%をも占めていたという史実の基本的背景に、こうした時の「大日本帝国」による「韓国」の植民地支配という大問題が存在していたことに留意しておく必要がある。

また、同表で目立つのが、居住者の絶対数は、多くはないが、ポーランド人が四二名も居住していることに注目しておきたい。このポーランド人は、おそらくポーランドの貴族の家に生まれ、一八八七年、ロシアのアレクサンドル三世の暗殺計画に連座して、サハリン（樺太島）へ流刑になったポーランド人の文化人類学者、プロニスワフ・ピウツスキとその関係者と思われる。彼は、サハリンでアイヌの女性と結婚し、同地でアイヌやウイльта等の先住民族に関する研究を精力的に行った人物である。二〇一九年、彼やサハリンのアイヌの人達を題材にした川越宗一の小説で二〇一九年の「直木賞」を受賞した『熱源』（文芸春秋、二〇一九年八月）があるので、知っている人も多いものと思う。

「内地人」は、日本の何処から移住した人々か？

次に表3で見た「内地人」は、元々日本の何処から移住した人々であったのかという問題について若干検討を加えておきたい。この地域の特徴を把握することによって、日本社会における日本領「樺太」の性格の一端を浮き彫りにすることが出来るものと思うからである。

表4、「昭和一〇年（一九三五）末現在の本籍地別現住戸数・人口」

表4 本籍地別現住戸数・人口
(昭和10年(1935)末現在)

総数	戸数	人口	人口の%
	62,433	322,475	
樺太	20,140	108,045	33.5
北海道	14,795	78,749	24.4
青森県	4,420	23,976	7.4
岩手県	1,462	7,399	2.3
宮城県	1,814	9,308	2.9
秋田県	3,310	17,101	5.3
山形県	2,001	9,904	3.1
福島県	1,726	8,157	2.5
新潟県	1,467	7,111	2.2
富山県	981	4,891	1.5
石川県	833	4,015	1.3
福井県	309	1,553	0.5
東京府	677	3,022	0.9
京都府	88	385	0.1
大阪府	131	569	0.2
他33県	8,279	11,290	3.5

(注) 佐藤勝信編『昭和12年、樺太年鑑』（樺太敷香時報社、昭和12年5月）。

によれば、既に日本領「樺太」に本籍地を移した「内地人」が「樺太」在住「内地人」の一〇八、〇四五人（三三・五%）にも達しているのので、「樺太」在住の「内地人」全員の動向を正確に把握することは困難であるが、それでも「樺太」在住「内地人」の六六・五%強の人々の本籍地が分かるので、彼等の北海道・府県別本籍地の内容を見ることによって、「樺太」在住「内地人」の道府県別出身地の傾向性は把握できるものと思う。表4によれば、北海道からの移住者数が最も多く、同地のみで、全体の二四・四%（全体の約四分の一弱）を占め、残りが青森県から沖縄県に至る三府（東京府・京

都府、大阪府）四三県で、これら府県の内「樺太」への移住者が多い県は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の東北六県で、これを移住者の多い順に見ると、青森県が最も多く、次いで秋田県、山形県、宮城県、福島県、岩手県の順になる。また、これら東北六県に次いで多いのが新潟県、富山県、石川県、福井県の北陸四県であった。先に、終戦後の昭和二年（一九四六）一二月から昭和四年（一九四九）の期間に「函館援護局」が担当した「樺太・千島地区」からの引揚者の内、「樺太」からの引揚者が圧倒的に多かったことを記したが、その最大の要因は、日本領「樺太」の住人の出身地の多くが、こうした東北六県と北陸四県の人々が圧倒的に多かったところにあったのである。

ところで、こうした移住民の傾向は、明治三五年（一八九二）から大正一一年（一九二二）に至る時期に於ける「北海道」への府県別移住者数の推移と殆ど同じ傾向を示しているのである。それを図示したのが、図1と図2である。

この問題について、北海道編『新北海道史』第四巻・通説三（北海道、昭和四八年八月）は、「第三章・開拓の進展、第一節・移住者の消長とその背景、一・移住者の構成と分布」で次のように記している。なお同書では、明治三五年（一八九二）～大正一〇年（一九二一）に至る時期の「來住者出身地方別人数」を記した表を掲載しており、次に引用する文章も、この表の数字の動向を踏まえたものであるが、ここでは、この表を省略したことを断っておきたい。

北海道への移住者数は、明治一九年・二〇・二一年の三年間

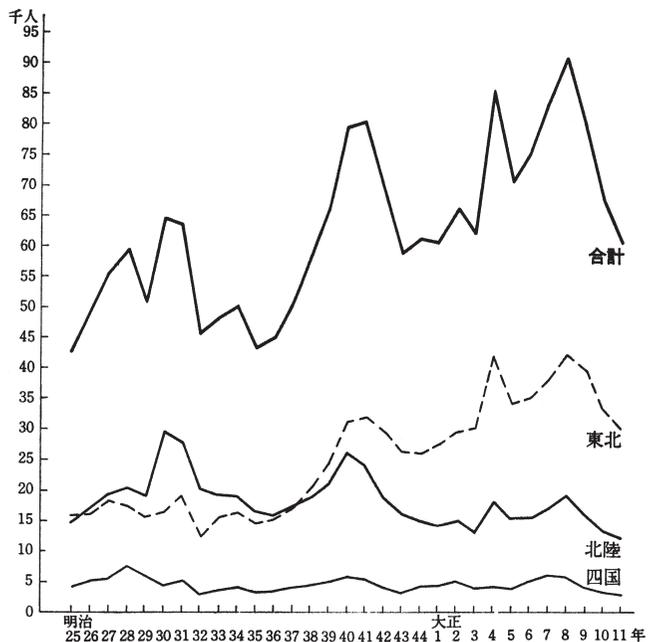


図1 移住者数地方別増減

北海道編『新北海道史：第4巻・通説3』（北海道、昭和48年8月）

（年間二千数百戸、九〇〇〇余人）停滞して、二二年（三七〇〇余戸、一万三〇〇〇余人）以後急増した。これが道庁設置以後の移住動向の第一の特徴である。さらに開拓使時代・三県一局時代の集落ないし開拓地は、北海道南部および札幌周辺をのぞき、長い海岸線か沿海の小平野に点在していたに過ぎず、広大な内陸地方における面としての広がりはなかったといえるが、この時代にはいつてそれが大きく変化しはじめた。しかも、移住者および移住者の内容、す

明19~24	25~29	30~34	35~39	40~44	大1~5	6~10
① 青森	青森	石川	富山	富山	宮城	宮城
② 新石	石川	富山	富山	富山	宮城	宮城
③ 石川	新石	富山	富山	富山	宮城	宮城
④ 秋田	秋田	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑤ 福山	福山	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑥ 山形	山形	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑦ 岩手	岩手	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑧ 奈良	奈良	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑨ 徳島	徳島	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑩ 山口	山口	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑪ 富山	富山	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑫ 東京	東京	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑬ 鳥取	鳥取	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑭ 兵庫	兵庫	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑮ 福岡	福岡	富山	富山	富山	宮城	宮城
⑯ 宮城	宮城	富山	富山	富山	宮城	宮城

図2 来住者府県別人口の順位

北海道編『新北海道史：第4巻・通説3』（北海道、昭和48年8月）

なわち移住者の職業やそれが属する階層、移住の原因、組織形態等々もまた、前代とはいちじるしく変わったのである。

こうした諸変化は、既述した拓殖政策の新展開や開拓の進展（移民の増大）が開拓進展の内容の一部をなすものであるが、そのものに影響されたものであると同時に、とくに移民数の増減は、直接出身府県の経済的社会的変動に由来していた。いま、府県関係の史料を参照しつつ府県との関連性をあきらかにすると、先ず次掲の表および図表からよみとれるように、移住者数は、日清戦争前後、日露戦争前後、第一次世界大戦期の三つの時期にピークがあり、これを地方別にみると、東北地方と北陸地方が終始他の地方を圧倒していた。そして、日露戦争期をさかいにして、東北地方からの移住者数が北陸地方のそれをはるかに凌駕するようになる。東北・北陸地方をのぞけば四国地方の移住者が多く、現住人口を考慮して他地方と対比すればその卓越はあきらかである。……こうしたおおまかな特徴をふまえて、次に県段階の移住者数の年次的変化をみれば、次表（図2、榎森）のように東北地方六県のうちでも、青森・秋田は初期から一貫して多数をしめ、宮城・福島は明治三〇年以後、急激に増加し、残りの岩手・山形は、その中間の動きを示している。

北陸四県のうち石川・福井は、移住の展開も減退もともに比較的早く、新潟は始終上位にあり、富山はその中間にあつた明治末より急速に減退するという特徴をみせる。東北地方は、明治三〇年代にいたり移住が全般化し、北陸地方では同じく三〇年代中に移住人口の重心が北部に移っているとみられる。このほか、四国地方の徳島・

香川が比較的初期に加わり、北陸地方に近い経過を示し、逆に岐阜が後期にのびて東北地方にやや近づく。さらに、東京・鳥取・広島・愛媛などが下位ながら全期にわたり名前が出ている。(北海道大学文学部教授永井秀夫氏執筆部分)。

明治三五年(一八九二)から大正一〇年(一九二二)に至る時期における北海道への移住者の出身地には、以上のような特徴がみられるのであるが、これらの諸動向に通底している最大の特徴は、東北方と北陸地方からの移住者が圧倒的に多いということである。ところが、先に見たように、日本領「樺太」在住者の「本籍地」(出身地)時期は、昭和一〇年(一九三五)の事例と新しい時期になるものの、東北六県と北陸四県の二地域出身者が圧倒的に多い点では、全く類似した特徴を示しているのである。こうした事実を踏まえると、北海道と日本領「樺太」は、まさに東北方と北陸地方からの移民によって支えられていた、ということが出来る。ということは、裏を返せば、東北方と北陸地方に展開した近代の歴史は、北海道と日本領「樺太」を舞台に展開した歴史の諸相を抜きにして理解することはできないことを示している。

一九三〇年代における「地理学者の日本領「樺太」の住民観。

昭和八年(一九三三)一二月、当時の有名な出版社である「改造社」が『地理講座・日本編』を出版した。同講座シリーズの第一巻

が『日本編第一巻、樺太・北海道』である。

同書の「樺太」の「住民」の執筆者が「東北学院教授宮川善造」で、この「東北学院」は現「東北学院大学」の前身である。宮川は、「二、住民の種族的分類」で、樺太の住民は内地人、朝鮮人、土人及び外国人より成る」とし、「三、住民の文化」で「外国人」としての「ロシア人」について記した後、「内鮮人」項で、内地人は樺太の主要な文化景観の建設者で各種の方面に活躍して居る。その文化は概して内地文化の移植であるが、自然環境の影響により水田や果樹畑は試作以外には見られず、耕地では、麥類、馬鈴薯、豆類、蘿蔔、甘藍、牧草、亞麻等が主作物となつて居る。民家は、北海道型の板張りで、ストーブを有し、奥地の農家には、豊富な丸太を利用してロシア型を加味したものもあり、鈴谷平野には萱葺四阿の農家も見られる。貧弱な木造家屋の群がる町の端に巨城の如き製紙工場の聳えるのや、山火事のために痛ましい姿を曝した森林が限りなく擴つて居るのも旅行者を驚かす樺太風景である。鮮人は各支廳管内に於て、農林業及土木工事其他の勞務に従事し、朝鮮服を着用するのは特に女子に於て著しい」と記している。

また「アイヌ」項では、樺太在住の各種族を文化階梯より概観すれば、内地人は、全文化民族、ロシア人・朝鮮人は半文化民族の階梯にあり。之に對して土人は自然民族の階梯に止ると云ひ得る。

土人の中でもアイヌは内地人に接する事久しく、常にその指導啓發をうけるため、文化の程度稍高まり半文化民族の域に進みつつある」と記している。また「土人の指導」項では、アイヌに對して

は半農半漁を奨励すると共に、部落の衛生施設の整備をはかり、公醫を派して診療に従事せしめ、一方児童教育のために、明治四十二年、其集団部落の東西海岸各一ヶ所に教育所を建て、大正十三年、之を増築して五ヶ所とし、又教育所教員は、社會教育にも力を盡し來つた。その結果、文化の程度比較的高まり、また我國體の尊嚴なる所以を解するに至つたので、昭和八年一月樺太施行法律特例を改正し、我が國籍を有せしめ、教育所は廢止されて、その子弟は今日内地人児童と同様の教育を享受して居る。」と記している。(ルビと傍線は引用者)。

筆者は、これまで長期間にわたつてアイヌ民族の歴史について勉強してきたが、その過程で近代以降の北海道の行政に関わる官庁の役人や日本領「樺太」時代の樺太庁の役人が記した公文書や出版物に接してきたが、この間、各時期の研究者が記した文章で右記のような民族・人種差別用語を露骨に使用した文章に接したことは無い。それだけに、右記の文章に接した時、大きな驚きと戸惑いを感じざるを得なかった。ところが、近年、京都大学大学院文学研究科にある「史学研究会」編集・発行の『史林・第94巻第5号』(二〇一一年九月)掲載の柴田陽一氏の論文「論説」建国大学における地理学者とその活動・宮川善造を中心に」に接して、地理学者宮川善造が何故このような文章を書いたのかを理解することが出来た。そこで、次に紫田論文の内容の要点を記すこととしたい。

宮川は、明治三十七年(一九〇四)、青森県弘前市に生まれ、弘前高等学校文化甲類を経て、大正一三年(一九二四)三月、京都帝国

大学(論文では「京都大学」とあるが、当時は「京都帝国大学」榎森)地理学教室を卒業し、同大学院を経て、昭和五年(一九三〇)四月、東北学院高等学校(東北学院高等部「榎森」)に教授として赴任した。その後、昭和六年(一九三一)九月一八日、関東軍参謀らが柳条湖の満州鉄道を爆破し、これを口実に総攻撃を開始し(満州事変)、翌七年三月、清朝の最後の皇帝である愛新覺羅溥儀を「満州国」の摂政に据えて日本の傀儡国家である「満州国」を建国し、長春を「新京」と改称し、昭和一三年(一九三八)八月、満州国の首都としての「新京」に建国大学なるものを開学した。同大学が開学するや、宮川は、開学と同時に同大学に助教として着任し、昭和一六年(一九四一)四月、教授に昇進した。そして先述のように、同年一二月八日には、日本軍がハワイの真珠湾に奇襲攻撃を加えて米國と英國に宣戦布告をし、これを契機に、以後日本は、「アジアにおける戦争」に加え、「太平洋戦争」へと突入していったのである。こうした状況を大きな背景として、宮川は、建国大学を拠点にして、日本の傀儡国家である「満州国」の国土を地政学的に考察することに力を注いでいったが、同大学の研究雑誌に記した宮川の論文によると、その内容は、「満洲国」は「大東亜共栄圏の嚮導国として新たな時代の先頭を進む日本に次いで、新生の共栄国としては先進的地位を占め」、その地位は、「大陸側」を代表し、「海洋側」の代表である「内地」との「一体不可分」の關係を構築し、「アジア大陸と太平洋とを堅く結ぶ」ことだという。

このように、「大陸満洲と海島日本とが、一体不可分、生死存亡

断じて分携せざるすがたは、大東亜の心核、進んで世界の心核の地盤たるに相応しい立体的地相をもつもの」というものであった。また「満洲国」は、「海島の構造」の「内地」に欠如する「大陸的」な要素を補い、「世界の中核」である「大東亜」を「立体化」することが、宮川の考える「満洲国」の地位であった。

なお、柴田氏は、この文中で「建国大学」の開学に関係した人物として、時の東京帝国大学の「国史」研究者として有名な平泉澄きよしの名を記しているが、彼は、戦前の東京帝国大学における強力な「皇国史観」に基づいた「国史」の研究者であることを考慮すると、上記のような宮川の「地政学」の内容は、何らかの形で平泉澄の「皇国史観」の影響を受けているのではないか、とも思われる。

「エンチュウ」について 現在、「樺太」アイヌの人々は、自称を「エンチュウ」と称しているが、この呼称は、アイヌ語学者金田一京助の説に依拠したものである。即ち上記の改造社出版の『地理講座・日本編第一巻、樺太・北海道』の内、「北海道」の「住民」中の「アイヌ」の執筆者である東京帝国大学助教授金田一京助は、アイヌについて次のように記している。種族名のアイヌといふ語は、元來は英語の *Esau* などの如く、種族の語で「人」若しくは「男子」を意味する語である。(従つて又往々我が「夫」または我が「父」をも意味することがある。)更にその元は、「首長」若しくは、「長者」の意味であったが、敬稱に用ゐられて普遍化し、男子一般の尊稱から、次いで一般男子の意味、終に一般に「人」の意味になり、はては、他種族からの種族を呼ぶ名となつて來たのにほかならな

い。舊くは、この語と對語に用ゐられる語源不明の今一つの同義語エンヂウ(エンチュとも)といふ語があつた。

やはり、神に對する人間、ものに對するひとの意味の語であつて、現に樺太には普通に用ゐられてゐる。それが即ち國語に、訛つてエゾと呼ばれた稱呼の語原である。その一つ前の時代にエミシ・エミス(エビシ・エビスとも)と呼ばれたのは、同じエンチュ、の古い形のエムチュの訛つて國語化したものであつたらうと想像される」と。

金田一京助は、この「エンチュウ」について、戦後の昭和三三年(一九五八)、国学院大学日本文化研究所発行の『日本文化研究所紀要』第二輯』掲載の「アイヌ文化と日本文化との交渉」なる論文でも、ほぼ同じ論旨の文章を記している。⁽²⁰⁾

日本領「樺太」の内地編入

アジア・太平洋戦争が終末期を迎えた昭和一八年(一九四三)三月二三日、日本政府は、日本領「樺太」を「内地」に編入するに至つた。帝国日本における「内地」とは、大日本帝国憲法施行当時の日本領であつた北海道から沖縄県・小笠原諸島に至る地域のことである。時の政府の説明によれば、「樺太ハ朝鮮、臺灣ト異リ、全人口40萬ノ中、内地人38萬余、朝鮮人1萬5,000余ト言フ人口構成ヲ示シ(アイヌ人1,000余人、所謂土人400余名)、法令ノ施行狀況、諸般ノ制度等著シク内地ニ接近シ居ル狀況デアリマスノデ、此際、之ヲ内地ニ編入シ、大ナル支障ナシと認メタル次第デア

リマス⁽²¹⁾というのが、その理由であった。補足説明を加えれば、アジア・太平洋戦争に勝利するための、日本が有する物的・人的資源の総てを戦争を遂行するために動員するという、「総動員体制」を構築するところにあった、と筆者は理解している。

しかし、それから僅か二年余で、「終戦」を迎えただけでなく、一九四五年二月のアメリカのルーズベルト、イギリスのチャーチル、ソ連のスターリンの三首脳との間で締結された「ヤルタ協定」により、同年八月一日の「終戦」直前の八月九日、ソ連が対日参戦したため、ソ連軍の侵入によって、「樺太島」⇨サハリン島全域がロシア領に編入されるに至った。

なお、日本領「樺太」の内地編入の問題に関わる「外地」・「植民地」・「内地」という用語の概念については、先に見た原暉之・天野尚樹編著『樺太四〇年の歴史——四〇万人故郷——』で詳細に記している、これらの問題については、同書を参照して頂きたい。

(註)

- (1)、松田傳十郎著『北夷談』（日本庶民生活史料集成・第四卷・探検・紀行・地誌（北辺））（三一書房、一九〇一年）。
- (2)、この地域区分体制の歴史的意味については、拙稿「歴史にみるアイヌ先住権——江戸時代の幕藩制国家とアイヌ民族——」（ラポロアイヌネイション・北大開示文書研究会編『イチからわかるアイヌ先住権』（札幌市・かりん舎刊、一九二三年五月）を参照して頂ければ幸いである。
- (3)、外務省条約局『旧条約彙集』（国立国会図書館所蔵）、拙稿「カラフ

ト島仮規則」調印前後における幕府の「北蝦夷地」政策を巡って」（東北学院大学東北文化研究所紀要第53号）（東北学院大学東北文化研究所、二〇二一年二月）。

- (4)、拙稿「十三〜十六世紀の北東アジアとアイヌ民族——元・明朝とサハリン・アイヌの関係を中心に——」（羽下範彦編『北日本中世史の研究』（吉川弘文館、一九九〇年）。

拙稿「十三〜十七世紀のアイヌ民族と周辺諸国・諸民族」（『中世史講座』第11巻——中世における地域・民族の交流——）（学生社、一九九六年）。

- (5)、羽田亨編『満和辞典』（国書刊行会、一九八七年）、河内良弘著『満洲語文語典』（京都大学学術出版会、一九九六年）。池上二良著『満洲語研究』（汲古書院、一九九九年）。

- (6)、間宮林蔵述・村上貞助編『東洋文庫484、東韃地方紀行』（平凡社、一九八八年）。

О. П. СУНИК。(オー・ペー・スニク)・УЧЕБНИКЪ ЯЗЫКЪ(ウリチ語、ロシア科学アカデミー、レニングラード「現サンクトペテルブルグ」、一九八五年)。なお、「ウリチ語」辞典については、その後新たな辞典が出版されたという情報を得ていないので、ロシア側出版の「ウリチ語」辞典については、現在のところ、この辞典が唯一のものようである。

- (7)、拙著『アイヌ民族の歴史』（草風館、二〇〇七年）。
- (8)、外務省編『日本外交文書、第8巻』（一八七五年）。
- (9)、註(7)拙著。
- (10)、樺太アイヌ史研究会編『対雁の碑——樺太アイヌ強制移住の歴史——』（北海道出版企画センター、一九九二年）。
- (11)、函館市史編さん室編『函館市史・通説編第4巻』（函館市、二〇〇二年）。
- (12)、北海道編『新北海道史年表』（北海道出版企画センター、一九八九年三月）。
- (13)、樺太庁編『樺太廳施政三十年史』（樺太廳、昭和十二年八月）。
- (14)、西村巖著『南樺太——概要・地名解・史実』（札幌市・協業組合高速印

刷（センター内出版部、一九九四年）。

(15)、註(7)拙著。

(16)、加藤絢子「樺太先住民の国籍——無国籍から日本臣民へ——」（北海道・東北史研究会編『北海道・東北史研究…通巻第8号』（北海道出版企画センター、二〇一二年八月）。

(17)、遠藤正敏「戸籍の現在——造りあげられた「家」の観念——日本人を呪縛する「戸籍意識」——」（『中央公論』二〇一二年六月号）。

(18)、北海道編『北海道史年表』（北海道出版企画センター、一九八九年三月）。

(19)、この問題については、桑原真人氏がその著書『近代北海道史研究序説』（北海道大学図書刊行会、一八八二年三月）で、永井秀夫氏がその著書『日本の近代化と北海道』（北海道大学出版会、二〇〇七年六月）で詳しく論じている。

(20)、金田一博士喜寿記念編集委員会編『金田一博士喜寿記念・アイヌ文化志…金田一京助選集Ⅱ』（三省堂、昭和三十六年四月）。

(21)、全国樺太連盟編『樺太沿革・行政史』（全国樺太連盟、一九七八年六月）。

（追記）

本稿は、二〇二二年六月二六日、札幌市教育文化会館でアイヌ政
策検討市民会議が主催した講演会「樺太アイヌの歴史を考える」で
話をした「幕末・近代における日口国境交渉と「樺太アイヌ」の
内容の一部を修正し、かつ大幅に加筆したものである。

（榎森 進）

南樺太全図



出典：西村いとお著『南樺太』（高速出版）所収地図